

2015年3月17日

大阪市教育委員会 様

大阪市立●●中学校

教諭 松田 幹雄

## 上申書（2）

3月16日の事情聴取の場で、1. 事実の経過 2. 反省、今後の決意などという項目の「顛末書」を書くように指示されました。しかし、3月16日の事情聴取の場が弁明の場でもあるということで、その場の上申書を出しています。その上申書と重なることも多いので、すでに提出した上申書の内容に補足する形で、上申書（2）として提出します。以後、3月16日に提出した上申書を上申書（1）とします。

### 1. 事実の経過

上申書（1）でも書いているとおり、2月18日には口頭で、3月10日には文書によって、卒業式の国歌斉唱時、起立して斉唱するようとの職務命令を学校長から受けましたが、私は、国歌斉唱時、着席し、歌いませんでした。その理由は上申書（1）に書いていますが、以下、もう少し詳しくわしく述べたいと思います。

### 2. 職務命令に従えない理由

1999年の国旗・国歌法で国歌とされた「君が代」は、明治以前は、目上の人の長寿を願う、おめでたいときにうたう歌、明治以降、国歌としての扱いをされるようになってからは、天皇統治の永遠を願う天皇制賛美の歌でした。1999年国旗・国歌法制定時の政府解釈は、「我が国の末永い繁栄と平和を祈念したもの」ということでした。このような経過のある「君が代」を国歌とするにあたっては当然反対も多く、制定時、「強制するものではない」というのが、政府の約束でした。

私は戦争を体験したわけではありませんが、体験談を聞く中で、天皇を現人神として絶対視した戦前戦中の社会が、人前で本音を言うことができない非人間的な建前社会であり、再びこのような暗黒社会にしてはならないと強く思ってきました。また、そのような戦前・戦中の日本社会への認識をもつものにとって、それと固く結びついた「君が代」は決して歌えない歌であり、この歌を政府見解にそって歌うことのできるのには、戦前戦中の日本社会と侵略戦争に対する認識を転換したときだと思ってきました。すなわち、処分を背景に「君が代」起立斉唱を迫ることは、社会・歴史総体の認識の転換を迫る「思想・良心の自由」への

攻撃であり、パワハラ行為だと感じています。

そして、更に憂慮するのは、職務命令による強制の教育への影響です。自分が処分されな  
いためには、生徒に対して率先垂範して「君が代」を起立斉唱し、「しっかり歌おう」と呼  
びかけなければならないと教育長通知は脅しているわけです。これがもたらすものは、保身  
の蔓延であり、教育の荒廃です。子どもの権利条約のもっとも重要な規定が第12条意見表  
明権「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事  
項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する」だと言われています。  
意見を表明する前提として、必要な情報を知ることができるというのは当然です。しかし、  
卒・入学式の国歌斉唱にかかわっては、児童・生徒に意見を言う機会がないことはもちろん、  
「君が代」がどんな歌なのか説明すらしない状況が広がっています。この目をおおうような  
教育荒廃こそ、処分を背景にした職務命令によって保身を奨励する権力的教育行政が生み  
出したものです。

そして、その職務命令の背景に、教職員に起立・斉唱を義務づける大阪市国旗国歌条例と  
同一職務命令違反3回で免職、悔いを改めない限り生徒の前に立たせず、現場から隔離して  
思想転向をはかる大阪市職員基本条例があります。橋下・維新の会が主導して成立させたこ  
れら2条例は、明らかに憲法違反であり、パワハラ条例であると思います。職務命令は、違  
憲・違法な2条例を背景に出されたもので効力を有せず、従う義務はないと考えます。また、  
私は、子どもの権利条約違反の教育荒廃、「調教教育」の現実をかえ、児童・生徒に、自ら  
判断するために必要な情報を届けたいと考えています。そんな私が、児童・生徒に対して率  
先垂範行為と位置づけられ、まさに「調教」のための行為である「君が代」起立・斉唱職務  
命令に従うことはできませんでした。

教育には多様な側面があり、1人の教員にも多様な個性があります。「君が代」不起立・  
不斉唱の一点のみをもって教員を排除しようとする教育行政やパワハラ条例の異常さに危  
惧を感じています。教育委員会には教育の条理にたちもどった教育行政を期待します。